児童指導員等加配加算について

(1)算定要件

人員配置基準の人員配置に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による算定)している場合に、その職種に応じて加算を算定。

加算の趣旨としては、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法 の指導を行う等支援の強化を図るために、通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等、児 童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて 算定できる加算。

9

【児童指導員等加配(理学療法士等を配置する場合)】

人員配置基準(サービス提供時間中に児童指導員又は保育士(機能訓練担当職員や看護職員を配置する場合は半数以上が児童指導員又は保育士である必要がある)が2名以上で、かつ内1名以上が常勤)を満たした人員配置基準職員に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者が常勤換算で1.0以上配置されている。



【児童指導員等加配(児童指導員等を配置する場合)】

人員配置基準(サービス提供時間中に児童指導員又は保育士(機能訓練担当職員や看護職員を配置する場合は半数以上が児童指導員又は保育士である必要がある)が2名以上で、かつ内1名以上が常勤)を満たした人員配置基準職員に加え、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した従業員が常勤換算で1.0以上配置されている。



【児童指導員等加配(その他の従業者を配置する場合)】

人員配置基準(サービス提供時間中に児童指導員又は保育士(機能訓練担当職員や看護職員を配置する場合は半数以上が児童指導員又は保育士である必要がある)が2名以上で、かつ内1名以上が常勤)を満たした人員配置基準職員に加え、その他の従業者が常勤換算で1.0以上配置されている。

留意点

- ⇒人員配置基準職員(以下「基準職員」とする)が基準人数を満たしているか開所日ごとに確認し、 基準職員以外に加配職員を月単位で合計1.0以上(常勤・非常勤問わず常勤換算方法による)配置 していない場合は加算の算定はできません。
- ⇒基準職員が不在(有給含む)となり、加配職員を基準職員とするときは、他に加配職員がいなければ当該加配職員の当該日の勤務時間については、月単位での常勤換算方法の算定に含めることはできません。
- ⇒基準職員が不在(有給含む)で人員基準を満たさない日については、加配職員を月単位で常勤換算方法で1.0以上配置していたとしても、当該日の加算の算定はできません。

(2)定員超過との関係性

利用定員を10名と設定している事業所においては、災害等のやむを得ない事由により利用定員を超過し、11名の受け入れを行った日について、児童指導員等の基準職員は3名必要となります。 *例えば、保育士資格を有する職員が1名であり、他の職員は児童指導員2名の合計3名とする。当該保育士を加配要員とし、児童指導員等加配加算(保育士)を算定する場合、上記のような状況で当該保育士が加配要員から基準職員と判断せざるを得ない日が発生した場合、加配要員は月を通して常勤換算1を満たさず、当該加算を算定できない可能性があります。

(3)算定について

児童指導員等加配加算を算定するには、予め市に届出が必要となります。 届出はあくまで勤務予定の段階で提出するため、実際の勤務実績と異なる場合があります。 よって、市に届出をすれば必ず各種加配加算を算定できるというものではなく、事業所が<u>毎月の従業者の勤務実績に応じて</u>当該加算の算定可否を判断していく必要があります。 児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する民出土

												[#	準人	数A	1	1 (常勤	ı) +	·α+	-児童	発達	支援	管理實	任者
事業所・施設の名称											1		ビス排 非常量								開に	:配置:	きれてい	いると
サービスの種別	① 児	童発達:	支援		2	放調	≹後	等デ	イサ	—Ł		みな	せる#	動物	算(α٤	する)						
1 異動区分		1	新規	ļ			2	②変	更		П	基準 さら	上、1 に児 1	0: 【発達	2の 支援	配置 管理	を満 責任	たし 者が	てい 指定	る常島 基準」	加换其 - 必要	「といえ な従れ	表 員者	なっ
※従業者の常勤技 (≧4+α人)	9算後の足し上け	た人数+児	童発達	董支援'	管理責	任者		単位①)			てい なる _	-	り、児	重発	建支	接管	理責	任者	を加え	た	数が	5 準人	<u> XA</u> と
	甘淮 1 米	 の総数 A			7	\								7101										
		.の応数 A .童発達支持	※管理	青		\setminus				.9 <	<u> </u>	ш		点第2	以下	を切り	上げ	*(サ-	ービス	ス提供			2名配記	置(104
		り員数	<u> </u>		_	\geq	\setminus			1	<i>X</i> /	π /	1. 0	+0.	7=	1. 7	رت	hに!	見童			=0.7 管理責	任者1	を
	従業者の	総数 B(常	勤換算	章)			1		4	.4	人	╽_	加え [。] 事例							<u>:め、</u> き	常勤項	哉員の	勤務が	「ないこ
	う ち理 (常勤	学療法士管 換算)	等の員	数					C	.6	人												まαに反 要とな	
		ち保育士の 常勤換算)	員数						C	.4	人		5,10	8時	間に2	28時	間を	加え	て計	算す	る。		<u> </u>	<i>م</i> ے۔
		うち5年じ	上保育	育士						_		1	108	+28	3=1	36	13)=0.	<u>85</u>			
		の員数 (常勤換算								0	<u>۸</u>							人 ——						
2 従業者の状況		童指導員 ^会 換算)	等の員	数					2	.4	人							人						
		55年以上	児童指	導						0	Y							人						
	(常	対数換算)	長有の しょうしゅう	貝																				
	数 <u>(堂勒</u>								C	.4	人							人	_					
		童発達支持 の員数(常動								1	人							人						
	加配人数	(B-A)							1	.5	人							人						
	児音指道	員等加配	加質		ア専ィ	門職員	(理学	₽療法: (十)	上等)			アリイ	専門職. 専門職.	員(理:	学療法	士等	;)							
	算定対象		и Л	(ラ 児	国職員 童指導 の他の	員等					ウ!	見童指 その他の	導員等	F									
	専門的支				ア理	学療法	士等	(保育:	上を除く	。)		ア 3	里学療	法士等	(保育	士を	除く。)	1					
	算定対象 (注)イ、ウは 選択可能。	. 者 、児童発達支持	暖の場合の		イ 5年	F以上(F以上	保育士	Ŀ				1 5	5年以上 5年以上	:保育	±									
	2277 7135			ļ								ļ			4	7			<u> </u>					
備考		シフト区分		治時間① 終	了時間②	休憩時間3																		
	核事業所で定める勤務 閉の区分	š	0	0:00	19:00	1:00		【事化	9 1	(予)	足),	1												
3 多 %	がず時刻表示で入力 40:00【40時間00			_	18:00 17:00	1:00	_		10名 営業!													場合 00~18	8-00	
イサ <u>新</u> 4 「う)してください。				13:00			【学校	休業日													00~17		
育士 見	参考様式1)	3 4	1:00	0:00	14:00			週6日			. 64													
5 [5] 6 [5]	支援の種類					課後等	デイサ	ービス	及び菫	刀扮用			-	事業所							Ο Δ			
る保	. 10 J	基準配置すべき 員、保育士	7.0里拍導		2人	適	用の有	業所の	なし				業所の対用の有象	展				示で入っ	力(例	40:00[4		すべき時 00分】)く	ださい。	40:00
7 「 う 度行 区 _分	職種 (資格)	勤務形態 [5名 1	2 :	第1退3 4	5 6	7	8 9	第2 10 11	_	13	14 15	16 1	第3週 7 18		21	22		第4週	26 27	28	4週	時間の划 週平均勤 1	的數換算
8 「う 験を	区分 	常勤専従	月 A	_	k 加 ①	金 ①	_	月 ① ①	水 木	-	±	日 ①		k D ①	金 ①	: B		火 ① ①	_	金 ①	日	合計 160:00	務時間	後人数
9 重. 強度 , ,	保育士	非常勤	8:0 B		2)	2 3		2	8:00 8:0		3	2	~	2)	2 3			2	2	8:00 =N/A		64:00	16:00	0.4
10 算. 準	こ該 する 児童指導員	非常勤	С	(2) #N/A 4:	2	3		2	#N/A 4:0 ② 4:00 #N/	2	3		2	2	(3		2	2)	2 3 4:00 6:00		64:00	16:00	0.4
直接	保育士	非常勤	D	A =N/A =N		#N/A 2:00			#N/A #N/		4				(4)	#N/A #			4.00 0.00 4.00 0.00		8:00	2:00	0.0
支 援 職	サービス提供時間内における配置実人数	10時00分~17時	1 00分	2 2	2 2	2 3	0	2 2	2 2	_	3	0 2		. 2	2 3		1	2 2	2	2 3	0	296:00	74:00	1.9
員	児童指導員 	非常勤	F	10 = 10 0	D 1	8:00 4:00		1	8:00 8:0	① #N/A	4:00 =	N/A 8:0	① =N/A =N	1	8:00 4:0	00 #N/A	8:00 =	1		8:00 4:00	L	80:00	20:00	0.5
<i>ቃ</i> ኑዕ	0-24	非常勤	G ***	A 8:00 8:		1			#N/A #N/		1			D					1	#N/A 4:00		32:00	8:00	0.5
	指導員	非常勤	H	'A #N/A #N 'A #N/A 4:	2 2	2 3 4:00 6:00		HN/A HN/A	2 2	2	3			2 2	3	_	2	2 2)	#N/A #N/A 3 #N/A 6:00		72:00	18:00	0.4
	合計 ス提供時間内における	14時00分~188	20:0 等00分	00 20:00 24			0:00		24:00 24:0	0 24:00	36:00 0		0 24:00 24			0.00	24:00 2		0 20:00	20:00 28:00	0:00	560:00	140:00	3.4
配置	職員の実人員数の計	10時00分~178	10075			4 7		4 4		_		_	4 4		_	_			4 4		_	108		

管理者、児童発達支援管理責任者は、割愛しています(シフト区分①の勤務とする)。

	シフト区分	実無時間2-①-③	開始時間①	終了時間②	休憩時間③
当該事業所で定める勤	休	0			
務時間の区分	1	8:00	10:00	19:00	1:00
※必ず時刻表示で入力	2	4:00	14:00	18:00	
(例 40:00【40時間00 分】)してください。	3	6:00	10:00	17:00	1:00
ガルしてたさい。	4	2:00	11:00	13:00	
	(5)	4:00	10:00	14:00	

【事例1 (実績)】

定員10名 放課後等デイサービス事業所(重心外、センター外)の場合 【学校営業日】(営業時間)10:00~19:00 (サービス提供時間) 14:00~18:00 【学校休業日】(営業時間)10:00~19:00 (サービス提供時間) 10:00~17:00 调6日

児(参考様式1)

	,,,,	7182017					í							及て	が勤	務	形態	<u>ķ</u> —	覧表	₹(月	分)										
		支援の種類	44 14 mm		- 16			放	課後								1 3	1XX FIF	(±. =	T. 17	事	業所	名									0 4		- L mm do	
5	定員	10 人	基準配置で導員、保育	すべき児童 f士	指			2人	多)		型事	業所 有無	TO		なし		場	合の	特例	適用	の												務すべき 100分])・		40:00
	_	職種					ĝ	第1 词	围					ŝ	第2 词	周					Ē	第3 词	刮					ĝ	第4	週			勤矜	時間の	状況
	区 分	(資格) 区分	勤務形 態	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9		11	-	_	_	_	16	_			-	21			24		26	+	_	4週 合計	週平均 勤務時	常勤換 算後人
					<u>月</u>	火①	<u> </u>	木	金 ①	±	日	月	火①	水	木①	金	-	日	月	火①	水	木①	金 ①	±	日	月 ①	火	水	_	_		. 日		間	数
		児童指導員	常勤専従	Α	8:00	L	8:00	- 111	8:00		#N/A		8:00	8:00	8:00	\sim	#N/A	_	8:00	8:00	8:00	\sim	8:00		#N/A		8:00		8:00	8:00) #N/A	A #N/A	152:00	38:00	1.0
	人員	保育士	非常勤	В	4:00	#N/A	休 #N/A	#N/A	4:00	6:00	#N/A	#N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	6:00) #N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	4:00	6:00	#N/A	#N/A	2 4:00	#N/A	4:00		6:00) #N/A	60:00	15:00	0.3
	基準に該	児童指導員	非常勤	С	#N/A	2	#N/A	2	#N/A	3 6:00	#N/A	2 4·00	#N/A	24:00	#N/A	2) #N/A	#N/A	24:00	#N/A	2	#N/A	<u>3</u>	#N/A	2 4:00	#N/A	2 4·00	#N/A	2) #N/A	64:00	16:00	0.4
直	当す る職	保育士	非常勤	D		ļ	ļ		2	4						ļ	4							4							4)	12:00	3:00	0.0
歫接 支	員				#N/A	1	1	1		2:00	#N/A			#N/A		#N/A	ļ	#N/A	İ	#N/A	#N/A		#N/A	2:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/	2:00	0 #N/A	24:00	6:00	0.1
又援職		サービス提供時間内 における配置実人数			#N/A	800	8100	8 1 00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	0 #N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N//	3 #N/A	-	312:00	78:00	2.0
戦 員		児童指導員	非常勤	E	1)		#N/A	441/4	1)	(5)	#N/A	HAT /A	#N/A	1 8:00	1	#N/A	(5)		1 8:00	#N/A	#N/A	#N/A	① 8:00	(5) 4:00	#N/A	1 8:00	#N/A	#N/A	#N/A	8:00			80:00	20:00	
	上記 以外		非常勤	F						2		1				1	2		ļ	1	1	1		2			1	1	1		2)	80:00	20:00	0.5
	の加 配職	理学療法士	非常勤	G	#N/A		#N/A	#N/A	#N/A	4:00		8:00			#N/A	8:00	1		#N/A	8:00	1	8:00		4:00	#N/A			8:00	1	Ī		.	32:00	8:00	0.2
	員	指導員	非常勤	Н	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	8:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	8:00		#N/A	#N/A	8:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	8:00	#N/	3 #N/A		72:00	18:00	0.4
			ラド FD 主力	<u> </u>	#N/A		4:00		4:00	6:00 36:00		_	#N/A	4:00	4:00	4:00	-	0 0:00	-	4:00		4:00	#N/A 20:00	6:00	#N/A	_	4:00 24:00	4:00	_	#N/		_			
		合計 供時間内における	14時00分~		3	3	3	3	28:00	7	0:00	3	2	4	4	4	7	+-	3	24:00	32:00	4	3	6	0:00	4	24:00	4	28:00	3	6	0:00	5/6:00	144:00	3.5
Ā	置職員の	の実人員数の計	10時00分~ サービス打			4				7	U	4							4			4	4		U	4	4						108		
			利用				11		11					10						10			10					10			10		100		
			人員配置基	準必要数	2	3	3	2	3	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2			
			人員配置基		2	3	2	2	3	_	1	2	2	2	2	2	2	!	2	2		2	2	2	- 1	2	2	2	_	1	2	2		1	
		児童指導員等加配加算 児童指導員等加配加算算			_			_	_	8		8	8	_	_					_	8	•	•	_		0	_	_	8	+	١,		32	0.2	加強のは
		児童指導員等加配加算算			8		4	8	8	8 6		8		8	8	8	8	+	8	8	8	8	8	8 6		8	8 4	8	8	8	8 8	_	168 72	0.4	加算Ok ♠
					ļ	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		Ŭ		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		1		<u> </u>									<u> </u>	-	<u>, `</u>	<u> </u>	,,,,	I •	
	*月σ	常勤換算算出	における	日毎の半	斯.	基準	(常	勤掺	算1	۱. 0	以上	こをえ	睛た	すか	23	か)	⇒カ		職員	とし	て算	定可]否(の判	断										
	1日	この日の利用者 供時間に児童技 常勤換算の算質	指導員Eを	配置し	てい	るた																													
	この日の利用者数は11人のため、必要な基準職員は3人。基準職員に加え、サービス 提供時間に配置している人員は児童指導員Fのみであり、Fが基準職員となるため、加 配職員なしとなる。従ってFは児童指導員等加配加算の常勤換算の算定に含むことはで きない。																																		
		この日の利用者数は11人のため、必要な基準職員は3人。基準職員のBが休暇のため 日帝生活品でも非常職員に1人のため、必要な基準職員は3人。基準職員のBが休暇のため																																	

児童指導員下を基準職員に入れても2名となり、この日は、**人員基準を満たしていない。** ※指導員は基準職員に含めることはできない。 **建二の日は基準人員が不足しているので、この日の体制下では、加配加算の算定はで** 3日 きない(日単位) この日の利用者数は9人のため、必要な基準職員は2人。この日は基準職員の児童指導 員Aが休暇。Aは常勤職員であるが基準職員が2名必要であるため、2人目の基準職員 4日 は児童指導員Fとなる。従って児童指導員Fは児童指導員等加配加算の常勤換算の算 定に含むことができない。 この日の利用者数は11人のため、必要な基準職員は3人。基準職員に加え、児童指導 この日の利用有数は日人のため、必要は基準職員は3人。基準職員に加え、元皇有等 員Eを配置しているため、Eの勤務時間については、児童指導員等加配加算の常勤換算 の算定に含むことができる。 5日 この日は、加配職員は0名。日でみると職員の加配はされていない。 しかしながら、児童指導員Fが3日間基準職員になったが、その後3日追加出勤したことにより、月換算すると常勤換算0.5となる。結果、児童指導員EとFで常勤換算1.0を 満たしているため、児童指導員等加配加算は算定できる。 9日

費)の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等 (中略)を1以上配置している」ことが算定基準となっており、こ の「算定に必要となる従業者の員数」には児童発達支援管理 責任者も含まれる

※専門的支援加算も同様の取扱いです。

児童発達支援管理責任者は欠如の 場合は、加算が算定できない

〇放課後等デイサービスや児童発達支援の事業所で配置することが求められる人員配置基準(定員10人の場合は2名)とは、原則としてサービスの提供を行う時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる児童指導員または保育士でなければなりません。さらに<u>提供時間帯を通じて従業者が常に確保されること</u>、そのために必要な配置を行うことが求められています。

★基準配置の従業者が休暇を取得すると、常勤者か非常勤者かを問わず、「サービスの提供を行う時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる者」としてカ ウントすることはできない。

【事例2】 定員10名 放課後等デイサービス事業所(重心外、センター外)の場合

【学校営業日】(営業時間)10:00~19:00 (サービス提供時間) 14:00~18:00

【学校休業日】(営業時間)10:00~19:00 (サービス提供時間)10:00~18:00

児(参考様式1)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(○年◇月分)

	支援の種類		放課	後等デイサ ービス		事業所名	ΟΟ ΔΔ	
定員	10 人 基準配置すべき. 又は障害福祉サ	児童指導員、保育士 一ビス経験者数	2人	多機能型事業所の 適用の有無	多機能型事業所の合の特例適用の		1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数 ※時刻表示で入力(例 40:00【40時間00分】)ください。	40:00

	_	職種	資格 等証	#1.75.74				ĝ	第1退	<u></u>					ĵ	第2词	<u></u>					Ē	有3岁	<u></u>					ĝ	第4〕	<u></u>			勤務	時間の	状況
	区 分	(資格)	等証 明書 添付	勤務形 態	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4週	週平均 勤務時	常勤換 算後人
	,	区分	チェッ ク欄	,Ex		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	±	日	合計	到伤时間	昇仮へ 数
		児童指導員	П	常勤専従	Α	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			160:00	40:00	1.0
		が上げるが		113 23 47 1/C	, ,	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	100.00	10.00	1.0
	人員	保育士	П	常勤専従	В		1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1		160:00	40:00	1.0
	基準	T T		中到子风	5	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	100.00	40.00	1.0
	に該	保育士		非常勤	С	2					3		2					3		2					3		2					3		44:00	11:00	0.2
	当す る職	体日工	ш	クト 中 主力		4:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	7:00	#N/A	4:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	7:00	#N/A	4:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	7:00	#N/A	4:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	7:00	#N/A	44.00	11.00	0.2
直	_	児童指導員]	非常勤	D						7							7							7							7		8:00	2:00	0.0
接	,	九里旧守貝	니	が市到		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	2:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	2:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	2:00	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	2:00	#N/A	0.00	2.00	0.0
支援		サービス提供時間 おける配置実			分~18時00分 分~17時00分	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	372:00	93:00	2.3
職		児童指導員		非常勤	Е	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			160:00	40:00	1.0
員		九至旧守兵	니	クト 中 主力	_	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	#N/A	#N/A	100.00	40.00	1.0
	上記	児童指導員	П	非常勤	E		4		4		4			4		4		4			4		4		4			4		4		4		48:00	12:00	0.3
	以外 の加	九里旧守貝	니	が市到	'	#N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	#N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	#N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	#N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	4:00	#N/A	40.00	12.00	0.5
		理学療法士	П	非常勤	G	(5)		(5)		⑤	⑤		⑤		(5)		⑤	(5)		⑤		(5)		(5)	(5)		⑤		(5)		(5)	⑤		80:00	20:00	0.5
	員	垤于 原本工	ш	か市刧	G	5:00	#N/A	5:00	#N/A	5:00	5:00	#N/A	5:00	#N/A	5:00	#N/A	5:00	5:00	#N/A	5:00	#N/A	5:00	#N/A	5:00	5:00	#N/A	5:00	#N/A	5:00	#N/A	5:00	5:00	#N/A	80.00	20.00	0.5
		指導員		非常勤	Н				2	2	3				2	2	2				2	2	2		3		2	2	2			3		65:00	16:15	0.4
		旧等貝	Ш	25. 市到	П	#N/A	#N/A	#N/A	4:00	4:00	7:00	#N/A	#N/A	#N/A	4:00	4:00	4:00	#N/A	#N/A	#N/A	4:00	4:00	4:00	#N/A	7:00	#N/A	4:00	4:00	4:00	#N/A	#N/A	7:00	#N/A	00:00	10:15	0.4
			合計			25:00	28:00	29:00	32:00	33:00	33:00	0:00	25:00	28:00	33:00	32:00	33:00	26:00	0:00	25:00	32:00	33:00	32:00	29:00	33:00	0:00	29:00	32:00	33:00	28:00	29:00	33:00	0:00	725:00	181:15	4.4
		共時間内にお D実人員数の			分~18時00分 分~17時00分	4	4	4	5	5	6	0	4	4	5	5	5	5	0	4	5	5	5	4	6	0	5	5	5	4	4	6	0			

管理者、児童発達支援管理責任者は、割愛しています(シフト区分①の勤務とする)。

	シフト区分	実働時間②-①-③	開始時間①	終了時間②	休憩時間③
	休	0			
当該事業所で定める勤	1	8:00	9:30	18:30	1:00
務時間の区分	2	4:00	14:00	18:00	
※必ず時刻表示で入力	3	7:00	10:00	18:00	1:00
(例 40:00【40時間00	4	4:00	10:00	14:00	
分】)してください。	5	5:00	14:00	19:00	
	6	1:00	12:00	13:00	
	7	2:00	12:00	14:00	

【記載に際しての図音車項】

常勤・非常勤を問わず、開業日のサービス提供時間には児童指導員等の職員が2名以上必要となります。 基準職員が常勤2名の場合は、勤務時間にサービス提供時間外も含まれているため、必要な基準職員の常 勤換算数が原則と違ってきます。(常勤1+α の α が常勤だと合計2必要)

人員配置基準職員が常勤2名の場合

(週6日開業)

また、週6日及び7日営業されている事業所については、

基準職員が開業日のサービス提供時間を通じて2名(定員10名)必要となりますので、職員が取得する休憩時間帯や常勤職員が週40時間では不足する時間帯を、非常勤の職員で補充しなければなりません。 上の表の場合は、基準職員は2.3人+児童発達支援管理責任者となります。